



令和 8 年 1 月 26 日

福井地方労働審議会

会長 橋本 康弘 殿

福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会

部会長 森瀬 明

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和 8 年 1 月 21 日に第 1 回専門部会を開催し、以来慎重に審議を重ねたところ、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

別 紙

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み (仮ねじ によるもの を除く)	座金の組込み 作業を含むもの	丁番	金枠	1 か所につき 6 円 50 銭
		丁番を除く		1 か所につき 5 円 50 銭
	座金の組込み 作業を含まないもの		チタン	1 か所につき 3 円 50 銭
			金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 3 円 50 銭
ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1 か所につき 2 円 00 銭
	銀ろう貼り以外 のもの		金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 20 円 00 銭
			チタン	1 か所につき 25 円 00 銭
粗磨き (自動機 械による ものを除く)		テンプル	チタン	1 本につき 14 円 00 銭

4 効力発生の日

法定どおり